

図書館業務の委託のあり方について (答 申)

平成15（2003）年 3 月

箕面市立図書館協議会

目 次

0	はじめに	7
1	箕面市立図書館：現状と課題	9
1.1	公立図書館とは	9
1.2	箕面市立図書館の現状	12
1.2.1	市立図書館への投入	12
1.2.2	図書館からの産出と評価	12
1.3	箕面市立図書館のサービスの課題	14
2	箕面市立図書館の運営：効率化と業務委託	17
2.1	「箕面市アウトソーシング計画（案）」（平成14(2002)年10月）	17
2.2	業務委託のメリットとデメリット	19
2.3	図書館運営の効率化と業務の委託	22
3	おわりに	25
	＊箕面市立図書館協議会委員名簿	26
	＊図書館業務の委託のあり方について（答申）審議日時	27

資 料

1.	図書館法（昭和25年法律第118号）《抄》	28
2.	公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成13年文部科学省告示第132号）《抄》	29
3.	子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）《抄》	31

「図書館業務の委託のあり方について」（答申）：概要

1．箕面市立図書館：現状と課題

- ・ 公立図書館とは人間にとって基本的な「知る」ということ、人間生活のあらゆる局面に必要な「的確な判断」ということ、すなわち民主主義や住民自治の前提を支える社会的機関である。
- ・ そうした公立図書館は公設公営を原則とし、とりわけ資料や情報へのアクセスの保障と、利用者のプライバシーの保護が不可欠である。
- ・ 箕面市民の図書館利用は全国的にみて、同規模の自治体の中でトップ 10 に入り、選書も概して的確で効率的である。図書館サービスに投入された税金は、4 倍にして市民に還元している。
- ・ 高齢者や障害者へのサービス、IT を活用した情報サービス、地域情報の提供サービス、市政を支援するサービス、多文化サービスは、今後の課題である。また人と人とが交流する「ひろば」としての役割も期待される。いずれの課題も社会の変化や成熟化に伴って重要性を高めている。

2．箕面市立図書館の運営：効率化と業務委託

- ・ 箕面市立図書館では、電算機や複写機、電気設備の保守、館舎の清掃、購入図書 of 装備、一部書誌データの作成等について、すでに業務委託を行っている。
- ・ 図書館サービスについては、「箕面市アウトソーシング計画（案）」が示す直営のメリットを基本に、最大限の効率化を求めるとよい。図書館利用者への直接的なサービス業務の委託については、公立図書館の理念や原則、および委託を実施している図書館で問題が出ていることからして、委託にはなじまないと考える。
- ・ 本答申は委託を全面的に否定しているのではない。「箕面市アウトソーシ

グ計画（案）」に沿って、運営の効率化と業務の委託については次のように検討した。

- ・発注、受入れ、装備といった一連の業務は、中央館に集中させて効率を高め、業務委託も視野に入れてよい。
 - ・図書館や学校への配本業務は、充実させるとともに業務委託を実施してよい。
 - ・障害者サービス（さらに多文化サービス）の中には、NPO やボランティアとの協働を積極的に推進した方がよい部分が多くある。
 - ・「手づくり紙芝居コンクール」などは NPO に委託されているが、図書館はこうした各種行事について積極的に市民との協働を推進し、支援すべきである。
 - ・図書館における広域サービスは、図書館資源の共有による効率的なサービスの展開を可能にし、推進すべきである。
 - ・移動図書館は、病院や保育園などへのサービスを通じて、利用者層の広がりを求めるという新たな役割も担うべきである。運転業務は業者への委託を検討してよい。
 - ・桜ヶ丘図書館および萱野中央人権文化センター図書コーナーについては、地域団体や市民を含めた意見の交換や調整が図書館計画の前提として必要である。しかしいづれにしても図書館サービスの低下は許されない。
-
- ・本答申を契機に、図書館は図書館運営について自己点検・自己評価（さらには外部評価）を行い、サービス計画の作成と効率的な運営のための業務の見直しをする必要がある。

「図書館業務の委託のあり方について」（答申）

0 はじめに

箕面市では昭和 41（1966）年の市立図書館開館以来、中央館、地域館、図書コーナー、移動図書館などを配置してきた。平成 13（2001）年には西南図書館が開館して6館体制が生まれ、有機的な図書館サービス、市全域へのサービスが行えるようになった。こうした行政側の取り組みに応えて、市民の図書館利用も順調に伸び、平成 13 年度には個人貸出冊数は 117 万 5 千冊（市民一人当たり 9.5 冊）にまで成長した。これは全国の同規模の自治体の中でも、上位クラスの図書館利用である。このように箕面市立図書館は、図書館への行政の積極的な取り組み、サービスを担う図書館員の努力、それに図書館を活用し、同時に図書館を育てていこうとする市民との協働によって、着実な歩みをとげてきた。さらに、学校図書館司書の配置（平成 4 年以降）については全国に模範を示すなど、先駆的にして歴史的とさえいえる施策を講じて実施しており、図書館全体への箕面市の取り組みは大阪府内はもちろん、全国的にも高く評価されている。さらに最近になり、広域行政の一環として、また市民の図書館利用の利便性を増すために、豊中市との相互利用を実施する準備が進みつつある。

周知のように、全国の自治体は長引く景気の低迷などによる地方財政の悪化に悩まされているが、箕面市も例外ではない。箕面市ではこのような事態を打開するため、「箕面市行政改革大綱」（平成 8 年 3 月策定）に基づいて事務事業の見直しなどに取り組んできた。しかし、その後さらに状況が深刻化し、いっそう厳しい対応を迫られることとなった。80 パーセント前後が適正といわれる経常収支比率が平成 14 年度一般会計当初予算で 106 パーセントを超えるまでになっている。

そこで箕面市行政改革推進本部は、新たに「箕面市経営再生プログラム～何をめざし、何をなすべきか～(案)」と、これを実現するための「箕面市アウトソーシング計画(案)：Minoh city Out-Sourcing plan」、「第 2 次箕面市職員定員適正化計画(案)」を作成し、提起した（いずれも平成 14 年 10 月）。そこでの基本的な立場は、「経常的な収入で支えられる行政に体質改善を行うことにより、極力市民サービスの低下をきたさず、市民と協働した豊かな行政を実現」することにある。

そしてこのたび、中央図書館長は「今後の箕面の図書館がどうあるべきかが問われて

いる」との意識から、平成 14（2002）年 11 月の図書館協議会で、「図書館サービスの低下をきたさず、効率化につながる手法、方策等につきまして『箕面市アウトソーシング計画（案）』に示された図書館業務の委託のあり方」を問うべく、図書館協議会に諮問された。

これを受けて、図書館協議会は 11 月定例会で小委員会を設置して答申の作成に着手し、平成 15 年 1 月の定例会、2 月の臨時会および 3 月の定例会で審議し、ここに成案をまとめることができた。次のとおり答申する。

平成 15（2003）年 3 月 19 日

箕面市立図書館協議会
会 長 信 田 昭 二

付記. 平成 14 年 10 月の「箕面市アウトソーシング計画（案）： Minoh city Out-Sourcing plan」は、若干の修正の後、平成 15 年 2 月 21 日に正式に「箕面市アウトソーシング計画： Minoh city Out-Sourcing plan」となった。本答申は「計画（案）」を検討のための土台としているが、「計画」にも同じようにあてはまる。

1 箕面市立図書館：現状と課題

1.1 公立図書館とは

「ユネスコ公共図書館宣言」(UNESCO Public Library Manifesto, 1994) は、冒頭で公立図書館の存在意義について次のように書いている。

社会と個人の自由、繁栄および発展は人間にとっての基本的価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。

そして「ユネスコ公共図書館宣言」は、公共図書館を、利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターと規定している。

また、国際図書館連盟(IFLA: The International Federation of Library Associations and Institutions) が最近公表した「図書館と知的自由に関する声明」(IFLA Statement on Libraries and Intellectual Freedom, 1999) にも、次のように記載されている。

国際図書館連盟は、人が知識、創造的思考、および知的活動を表現したものにアクセスし、また自分の見解を公然と表明できる基本的な権利を有することを宣言する。

国際図書館連盟は、知る権利と表現の自由が同一の原則を二つの側面から把握したものだと信じる。

そして「図書館と知的自由に関する声明」は、図書館と図書館員に対して、情報へのアクセスの保障と表現の自由の支持とともに、図書館利用者のプライバシーを守ること

を訴えたのである。

こうした原則は、日本の公立図書館にも当然ながら適用されてきた（日本図書館協会「図書館の自由に関する宣言：1979 年改訂版」など）。というよりも、日本の公立図書館は英米など公立図書館先進国の実践や思想、それにユネスコや国際図書館連盟の宣言や声明を見習ってきたといえる。国民、市民、住民が生活のあらゆる場面で資料や情報にアクセスできることで、的確な判断が可能となり、それが民主主義や住民自治の「前提」として重要である。そのために図書館法は地方自治体による公設公営の図書館（公立図書館）を前提としている。また公立図書館サービスの無料原則（図書館法第 17 条「図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」）を盛り込んでいるのである。なお、上述の原則は決して「楽しみ」のための読書を否定するものではない。公立図書館が人間の豊かさや楽しみのために資する機関という把握は、英米など図書館先進国で共通の認識となっている。

日本国憲法が規定する表現の自由、知る自由、学習する権利を、公立図書館という場で保障するには二つのことが欠かせない。

まず第一に、上述のユネスコの「宣言」や国際図書館連盟の「声明」が示すように「資料や情報へのアクセスの保障」である。これにはさらに二つの側面がある。一つは、利用者に関係し、公立図書館は、幼児から高齢者まで、資料や情報を求める市民や住民が容易に利用できなければならず、とりわけ図書館利用に障害のある人の存在を忘れてはならない。もちろんここでいう「障害」とは、単に身体的な障害に限定されるのではない。次に、図書館利用者の目的は、仕事や家庭生活に必要な情報、趣味を広げたり余暇を過ごすための読書など、まさに千差万別である。とはいえ利用の目的が何であれ、図書館は求められた資料や情報をその形態を問わず迅速かつ的確に提供しなければならない。そのためには、自治体の枠を越えた図書館協力、学校図書館や大学図書館との連携、要するに図書館の世界として住民の資料や情報への要求に対応していくということが欠かせず、この展望は全国的、さらに国際的でさえありうる。

第二に、図書館利用者が資料や情報へアクセスする権利を十全に行使するには、上述の国際図書館連盟の声明が強調するように、「図書館利用者のプライバシーを守る」ことが、絶対に欠かせない。図書館を利用した市民が何を読んだか、何を調べたか、何に関心を持っているかは、利用者の精神的自由に関する問題であり、その秘密（プライバシー）は守られなければならない。そうでなければ図書館への信頼は失墜する。アメリカ図書館協会（American Library Association）は 2002 年 6 月に方針声明「プライバシー」

(Privacy) を採択したが、この側面は社会のコンピュータ化、ネットワーク社会への移行につれて、いっそう重要視されてきている。

こうした公立図書館の存在意義は、特に現在の日本の社会状況のもとで重要性を高めている。例えば、地方分権が強調され、地方行政への住民参加が推進されている今日、市民が適切な判断に基づき市政に積極的に参加するためには、とりわけ公立図書館による地域資料や情報の整備が欠かせない。「ユネスコ公共図書館宣言」が示すように、地域の情報センターとしての役割が重要になってきている。

また生涯学習社会という概念が定着する社会にあって、住民の学習を支え、学習の場を提供するとともに、住民が集会室や展示空間を活用して発言者として参加することの重要性も高まっている。いわば人と資料や情報が行き交う「ひろば」(forum)としての公立図書館である。また市民の学習を支えるについて、図書館はITを大いに活用し、学習のための総合的な情報のポータル(窓口と基地)になる方向も検討されてよい。

さらに資料や情報の量的拡大のみならず、資料や情報の形態が多様化し、特にネットワーク上の情報資源が目覚ましく増大してきている。公立図書館は利用者用インターネット端末などを配置することで、利用者にそうした資源を提供する必要がある。コンピュータの所有、コンピュータを利用できる環境について、諸調査は個人の経済力に応じて顕著な差があるとしている。これはいわゆる情報格差の問題であるが、この場合、公立図書館での利用者用インターネット端末の配置によって、公立図書館の社会的重要性は高まる。

世界史的にみても比類なき速度で高齢化が進む日本社会にあって、高齢者へのサービスは重要となろう。ここでは単に資料や情報の提供の保障というだけでなく、高齢者の体験や技量を若い世代に伝えていく図書館プログラムの企画、さらには図書館という場のあり方自体の再検討といったことも、課題になってくるであろう。

このように、「資料や情報へのアクセスの保障」と「図書館利用者のプライバシーの保護」を原則としつつ、現実の公立図書館は社会の状況を踏まえて具体的なサービスを開発し展開していく。そして現状をみると、公立図書館の果たすべき役割はいっそう大きくなっている。また社会の成熟化に伴って、市民の要求や関心が広くかつ深くなっており、公立図書館はいっそう充実した、かつきめの細かいサービスを展開する必要がある。もちろん、公立図書館はそうしたサービスを効率的に提供しなければならず、サービスの結果や効果を住民に説明する責任があるのは言うまでもない。

1.2 箕面市立図書館の現状

1.2.1 市立図書館への投入

箕面市立図書館は、平成 13（2001）年に西南図書館が開館し、現時点では中央図書館をかなめとして、3 地域館と 2 分館、1 移動図書館、2 配本所が、全域サービスに向けてサービスを実施している。中央、東、桜ヶ丘、萱野南、西南、萱野中央人権文化センター図書コーナーの開館時間は午前 10 時から午後 5 時を基本に、平成 13 年度からは夜間開館を実施し、中央館では週 2 日、東、萱野南、西南では週 1 日を夜間開館（午後 7 時まで）にあてている（なお休館は月曜日、第一金曜日、年末年始、それに図書整理点検期間である）。そうしたサービスを支える専任職員は 28 名で、非常勤職員等が 18 名、計 46 名となっている。また箕面市が投入した資金は、平成 13 年度で 4 億 6,696 万 3,899 円（市民一人当たり 3,797 円）で、そのうち資料費は 5,063 万 258 円（同 412 円）であった。蔵書冊数は、平成 14 年 3 月末現在 555,831 冊（同 4.52 冊）である。平成 13 年度の図書購入冊数は 26,586 点、また雑誌 551 点、新聞 58 点を購入している。

こうした資源によって、図書館は貸出、予約サービス、レファレンス・サービス（情報提供サービス）、障害者へのサービス、学校図書館への配本サービス、おはなし会、集会室や展示空間での諸行事（映画会、写真展など）、紙芝居コンクールや紙芝居まつりなど、幅広い活動に取り組んでいる。

1.2.2 図書館からの産出と評価

ここでは個人貸出を中心に、上に示した投入から、どのような産出がされたか、またそれがどのように評価できるか示しておきたい。まず、個人貸出登録者数は 33,051 人で、登録率（登録者数／人口×100）は 26.9 パーセントである。すなわち市民 4 人のうち 1 人が図書館を利用していることになる。次に、個人貸出冊数は 117 万 4,892 冊であった。したがって貸出密度（年間貸出冊数／人口）は 9.5 冊、要するに市民一人当たり、年間 9.5 冊の図書を図書館から借りたことになる。

ところで人口 10 万人以上 15 万人未満の市立図書館で、貸出密度が高い上位 10 市を取り出し、いくつかの項目についてまとめたのが、以下の「表＜1＞：市立図書館のサービスの比較：人口 10 万－15 万人」である。ここでは『日本の図書館：統計と名簿 2001』（日本図書館協会）を用い、箕面については最新の統計を加えておいた。

表＜１＞：市立図書館のサービスの比較：人口 10 万－ 15 万人

	平成 13 年度実績 ¹⁾	平成 12 年度実績 ²⁾	
	箕面市	箕面市	10 市の平均
人 口 (千人)	122	121	117
蔵書総数 (千冊)	555	540	473
購入図書総数 (冊)	26,586	66,285 ⁴⁾	34,999
経費総額 ³⁾ (千円)	163,286	147,406	185,767
資料費 (千円)	50,630	116,748 ⁴⁾	72,603
個人貸出登録者数 ⁵⁾ (人)	33,051	32,173	52,419
個人貸出冊数 (千冊)	1,175	1,035	1,158
予約件数 (件)	76,077	63,380	67,067
人口一人当たり資料費 (円)	412	965 ⁴⁾	607
登録率 ⁵⁾ (%)	26.9	27	45
貸出密度 (冊)	9.5	8.5	9.8

注 1：『箕面市立図書館概要：平成 14 年度（2002 年度）』による、平成 13 年度実績である。

注 2：『日本の図書館：統計と名簿 2001』による平成 12 年度実績である。

10 市は貸出密度が高い順に以下のとおりである：浦安（12.5 冊）、岩国、多摩、武蔵野、半田、春日、生駒、草津、箕面、国分寺（7.9 冊）

注 3：経費総額は人件費を除く図書館運営経費である。『日本の図書館』は人件費を含めた図書館経費を出していない。

注 4：西南図書館開館による特別費を含む。

注 5：個人貸出登録者数の算出の仕方はさまざまであり、この二つの項目は参考として掲げておいた。

箕面市の「貸出密度」9.5 冊は、人口 10 万人以上 15 万人未満の全国 85 都市の中で 9 位に位置する実績である。それを支える「経費総額」、「資料費」、「人口一人当たり資料費」も決して高いとはいえず、むしろ効率的に運営されているといえよう。

また年間貸出冊数を年間図書購入冊数で除して求める「購入図書回転率」をみると、平成 13（2001）年度の年間貸出冊数 117 万 4,892 冊、年間購入図書冊数は 26,586 冊なので、「購入図書回転率」は 44 回転になる。これは全体的にみて、購入された一冊の図書が 44 回貸出されていることを示しており、司書が市民に利用される図書を選択していること、さらに新しい本は書架上にあることが少ないことを意味していよう。

さらに図書館に税金を投入して、図書館サービスでどの程度市民に還元できたかを考

えてみる。図書館サービスへの投入を図書館経費総額（人件費を含む）とする。図書館サービスの産出を、年間購入冊数の平均単価に年間貸出冊数を乗じたものとする（「サービス実績」）。そして、「サービス実績」を図書館経費総額で除して、100 倍したものが「サービス指標」となる。要するに、図書館サービスに投入した市民の税金が、何倍になって市民に還元されたかを示す数値である。箕面市では、平成 13（2001）年度の「サービス指数」は 401 になっている。すなわち、図書館に投入した市民一人当たり 3,797 円の税金に対して、4.01 倍の 15,226 円に相当するサービスを市民に還元したことになる。

1.3 箕面市立図書館のサービスの課題

概して貸出については、住民の利用、蔵書の回転、それに税金の使われ方からみて妥当と思われる。しかしながら、貸出に関しても問題がないわけではない。例えば「表く 1 >：市立図書館のサービスの比較：人口 10 万－15 万人」には草津市立図書館が含まれている。この館は箕面市と同じように、平成 12 年度に実際に貸出を利用した利用者数（延利用者数ではない）を報告している。そして箕面市の登録率 26.9 パーセントに対して、草津市は 23.7 パーセントであった。草津市の場合、栗東市の利用者も入っている（平成 12 年度の栗東市からの新規登録者数は 456 名）が 1 つの館しかなく、6 館体制の箕面市とは大きく異なる。このようにみると、箕面市の登録率はいっそう高くてもよく、30 パーセントは欲しいところである。この 30 パーセントというのは単なる期待ではない。『箕面市立図書館概要』をみると次のような数値が現れている。

		平成 8 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
登録率	(%)	30.8	26.4	26.4	26.9
貸出冊数	(冊)	985,662	1,037,614	1,035,472	1,174,892
実質貸出密度	(冊)	25.7	31.9	32.0	35.5

平成 8 年度は最も登録率が高い年度であったが、平成 13 年度は 26.9 パーセントと 4 パーセント低減した。年間貸出冊数を登録者数で除した「実質貸出密度」は平成 8 年度の 25.7 冊から平成 13 年度の 35.5 冊と 10 冊増加している。なお、「実質貸出密度」は図

書館カード保有者が年間に借り出した冊数を示す数字である。こうした数値をみると、平成 8 (1996) 年度と比較した平成 13 (2002) 年度の貸出冊数の増加約 20 万冊は、利用者数の増加によって生じたのではなく、利用者は低減してはいるが、そうした利用者が以前よりも積極的に貸出を利用したことによる。さらに平成 13 年 1 月 12 日には西南図書館が開館した。平成 13 年度の実績には西南図書館の 1 年間の活動結果が加わっている。新たな地域館の活動によって、平成 13 年度の登録率はもっと上昇すべきであったと思われる。したがって図書館は、現在の利用者を維持すると同時に、利用者の広がりを追求する手立てをいま以上に検討する必要がある。それに、ビデオ・ソフトや CD は所蔵数が非常に少なく、また貸出をしていないという問題もあろう。

そうしたことも含めて、箕面市立図書館が今後取り組むべき課題は少なくない。それを大きく利用者の枠を広げるサービスと、資料や情報を提供するサービスに分けて若干の指摘をしておきたい。

・利用者の枠を広げる：最近行われた箕面市立図書館のアンケート調査（広報紙もみじだより平成 14 年 8 月 1 日号で実施）では、例えば「高齢で障害もあるので図書館へ行けない」という回答があった。この回答に象徴されるように、今後の課題の 1 つとして、障害者、高齢者、入院患者、諸々の施設に入っている人、日本語が話せない人などを対象とするサービスがあるが、現状では十分に実施されているとはいえない。高齢化が進む中で、また成熟した社会にあって、こうした人びとへのサービスは重視されるべきである。その際、寝たきりの人への訪問サービスなども視野に入れる必要がある。

・資料提供及び情報サービスの強化：同じ箕面市立図書館の調査によると、図書館利用の目的で「調べものをする」が 35 パーセントになっている。これはかなり高い数値と考えてよかろう。利用者の調べものを助けるための資料・情報サービスは、貸出を基盤に、図書館に大きな役割を課するものである。例えば、図書館は地域における情報サービス、特に地域情報や学習にかかわるセンターとしての役割を担う必要がある。コンピュータ・ネットワーク化が進む社会にあって、また国政から家庭にいたる日常的な事柄までの確な判断が求められる社会にあって、図書館は市民が求める情報のポータルになる必要がある。それに市民の情報格差を縮める役割を図書館は果たす必要がある。住民自治を重視し、すぐれた「箕面市非営利公益市民活動促進条例」（平成 11 年策定、NPO 条例）を持ち、市民参加を奨励してきた箕面市にとって、この側面の重要性は高まっている。

とりわけ、市政や住民自治に直接関係する情報を、図書館は積極的に収集し組織化し市民に提供していくという重要な役割を担えるであろうし、担うべきである。これについては市民への資料や情報の提供のみならず、日野市立図書館の市政図書室（昭和 52（1977）年開館）が参考になる。そこでは、市役所の中に市政図書室を設置し、自治体の政策立案に図書館が資料や情報面で大きく寄与しており、地方分権が強調される昨今にあって、箕面市立図書館でもこうしたサービスを検討すべきである。

これまでの箕面市立図書館は確かに図書の貸出を中心としていたが、それを基盤に情報サービス、地域の資料や情報への取り組みを強めるべきである。

なお、箕面市は NPO 条例に基づく NPO「人と本を紡ぐ会」に西南図書館読書室運営事業などを委託しているが、この事業は、市民の自発的で自主的な活動から図書館サービスを広げ、そのことによって市民によるまちづくりにつながっている。これは現実には、市民が図書館という施設を活用したり、図書館と協働したりして、表現や活動ができる場、人と人とが交流する場、人と情報が行き交う場、すなわち「ひろば」としての図書館の役割が高まっていることを示している。そして、ここには資料や情報の提供を基盤に、さらに図書館という場自体のあり方を、現状および将来を見据えつつ模索・構想していくという豊かな課題が存在する。

2 箕面市立図書館の運営：効率化と業務委託

2.1 「箕面市アウトソーシング計画（案）」（平成14（2002）年10月）

当協議会に対する中央図書館長の諮問は、「図書館サービスの低下をきたさず、効率化につながる手法、方策等につきまして、『箕面市アウトソーシング計画（案）』で示された図書館業務の委託のあり方について」意見を求めるものである。

箕面市の図書館行政は、昭和 41（1966）年 6 月の市立図書館開館以降、中央館、地域館、図書コーナーを整備し、市民の読書や情報入手の要望に応えてきた。そうした努力の結果、すでにふれたように、全国的にも高く評価される図書館サービスを実現してきた。

また、近年の厳しい地方財政の状況や、市民との協働を重視する地方自治体の在り方等を踏まえ、市立図書館においても、効率的な運営、市民参加、市民協働型の運営の実現に向けた努力がなされてきた。例えば、コンピュータや電気設備などの機械設備の保守管理、複写機の保守管理、清掃などの建物の保守管理、購入図書の装備、書誌データの作成などの業務委託をこれまでに実施し、運営の効率化に努めてきた。

また、紙芝居まつり事業、西南図書館読書室運営事業や不要図書のリサイクル事業など、市民の自主的な生涯学習活動の場の提供、公立図書館では実施が難しい事業を、箕面市の NPO「人と本を紡ぐ会」に委託している。これらは業務委託ではあるが、同時に市民と図書館の協働を実現するという意義を担うものである。

そうした中で、今回市行政改革推進本部から提示された「箕面市経営再生プログラム（案）」ならびに「箕面市アウトソーシング計画（案）」では、市行財政の危機的な現状と将来見通しを踏まえ、一層のアウトソーシング推進を求める計画が示された。図書館に関しては表＜2＞に示すとおりである。

表< 2 > 「箕面市アウトソーシング計画（案）」
 （箕面市行政改革推進本部 平成 14 年 10 月， pp.12-13）

事業名	主な業務内容	方針	類型	スケジュール				
				14	15	16	17	18
中央図書館管理事業 東図書館管理運営事業 桜ヶ丘図書館管理運営事業 萱野南図書館管理運営事業 西南図書館管理運営事業 図書館資料等整備事業	庶務	◆図書館のランク分けをし、企画、調整、選書、支払等は中央へ集中する。 ◆桜ヶ丘図書館は、地域団体やNPOへの委託を検討する。 ◆ネット予約に合わせ、配本サービス導入とBM車廃止を検討する。	①③ ④	×				
	設備、備品の整備、管理、修理			×				
	移動図書館の巡回(中央)			◇	◇	◇	△	→
	配本業務(図書館、学校)			◇	◇	◇	△	→
	貸館受付業務(西南)			◇	◇	○	→	→
	資料(選書等)			×				
	資料(装備など)			◇	◇	○	→	→
図書館運営事業	閲覧室等の管理カウンターの総合管理 書架整理 登録条件の決定 利用説明	◆司書は、専門性が必要な業務に特化し、極力、人員を削減する。 ◆不足する人員は、ボランティア、業務委託等で対応する。 ◆館運営そのものの管理委託を検討する。	①③ ④	◇	◇	○	→	→
	貸出、返却 視聴覚資料の利用受付 配架 返却ポストの整理 督促リストと書架の照合展示			◇	◇	○	→	→
	予約受付処理、督促			◇	◇	○	→	→
	障害者サービス；録音・点字資料の作成、対面朗読、図書館までの送迎、宅配サービス、テープのダビング			◇	○	→	→	→
	紙芝居まつり、コンクール	◆ボランティアの活用やNPOへの委託をさらに進める。	①③ ④⑦ 拡大	◇	○	→	→	→
	子どもと本のまつり			◇	○	→	→	→
	映画会			◇	○	→	→	→
	おはなし会(館内)			◇	○	→	→	→
	出張おはなし会			◇	○	→	→	→
	配本所の運営(如意谷・止々呂美)	◆如意谷の配本所は廃止する。	⑧ 廃止	◇	◎	→	→	→

類型：①業務委託 ②人材派遣 ③施設民運営 ④ボランティア活用 ⑥広域連携 ⑦公民役割見直し⑧その他
 方針：◎優先的に実施 ○調整のうえ実施 △十分調整のうえ実施 ◇検討 ×不可能 →継続

注：「計画（案）」は平成 15（2003）年 2 月末に「計画」となったが、本答申に影響はない。「0 はじめに」の付記参照。

表＜2＞に見るように、「箕面市アウトソーシング計画（案）」では、「庶務」、「設備備品の整備、管理、修理」、「資料（選書）」以外の図書館業務について、業務の委託、ボランティアの活用、廃止が提言されている。また「企画、調整、選書、支払い等」の中央図書館への集中、司書の業務を「専門性が必要な業務に特化」することなど、図書館業務の再編成の方向が提案されている。さらに将来的には「館運営そのものの管理委託を検討する」ことも提案されている。

2.2 業務委託のメリットとデメリット

公立図書館の管理運営委託、業務委託については、すでにいくつかの地方公共団体で実施されている。したがって、委託を実施するに際しては、すでに委託を実施している公立図書館の実績や実態を踏まえながら、公立図書館に期待される社会的役割や行政の責任が、委託によって十全に果たしうるのかどうかを、慎重に検討すべきものとする。

ところで「箕面市アウトソーシング計画（案）」では、直営と委託の違い、そのメリット、デメリットについて表＜3＞のようにまとめている。そこでは委託のメリットとして、①経費が安いこと、②特定分野の専門性が高いこと、③労務管理が不要であることがあげられ、デメリットとして、①任せられない業務（公権力の行使や意思決定など）があること、②行政の総合性が発揮されないこと、③アルバイトに比べ、経費が高いことがあげられている。

先にふれたように、市立図書館においても他の公共施設と同じように、清掃、備品設備の保守管理等の業務委託についてはすでに実施している。また図書館固有の業務の内、購入図書の装備、書誌データの作成などの業務委託も、箕面市に限らず全国の多くの公立図書館で実施されている。これらは「箕面市アウトソーシング計画（案）」が委託のメリットとして指摘した、経費の安さ、特定分野の専門性が得られることなどとともに、限られた人員で、増大する市民の図書館サービスへの要求を充たし、効率的で質の高い図書館サービスを実現するためにも必要な措置であったと思われる。

しかし、上に見た業務の委託とは異なり、図書館利用者への直接的なサービス業務の委託については、すでに委託を実施している公立図書館においても、さまざまな問題が浮かび上がっているのが実情である。関西のある図書館では、カウンターでの利用者に対する直接的なサービス（貸出返却、読書案内、レファレンス業務など）は委託先の財団職員が担当し、選書業務や企画立案業務は市職員が専ら担当することになった。その

表＜３＞「箕面市アウトソーシング計画（案）」
（箕面市行政改革推進本部 平成 14 年 10 月， p.19）

	直 営	委 託
違 い	・上位の計画や市の方針に基づき、自ら判断又は上司の指揮命令を受け、行政処分や行政サービスを行う。 ・アルバイトは、職場の 1 スタッフとして、職員の指揮命令に従い、業務を行う。	・業務委託は、契約書や仕様書に基づき、受託した行政サービス等の業務を行う。 ・人材派遣は、契約書や仕様書に基づき、職場の 1 スタッフとして、職員の指揮命令に従い、業務を行う。
メリット	・職員としての専門性や行政の総合性が発揮され、能力開発にもなる。 ・行政の継続性が確保され、市民に信頼感を与えることができる。 ・アルバイトは、委託に比べ、経費が安い。	・直営に比べ、経費が安い。 ・特定分野の専門性が高い。 ・労務管理が不要である。
デメリット	・委託に比べ、経費が高い。 ・専門性がない分野がある。 ・アルバイトは、公権力の行使や意思決定は任せられない。専門性がない。守秘義務が守られにくい。	・公権力の行使や意思決定など、任せられない業務がある。 ・行政の総合性が発揮されない。 ・アルバイトに比べ、経費が高い。

ため直接的な利用者サービスと選書業務とが分断され、利用実態や利用者要求に直接ふれる機会のない市職員が選書をするという事態が生じ、サービスの質の低下が指摘されている。

また「箕面市アウトソーシング計画（案）」の「直営と委託の違い」でも一部指摘されているように、業務委託では人材派遣とは異なり、市職員が委託職員を直接指揮監督してはならず、委託職員への指示は委託先の責任者を通してなされることになっている

（職業安定法施行規則第4条）。そのため、カウンター業務など直接的な利用者サービスを業務委託している公立図書館では、委託職員が委託契約内容と異なる利用者対応を行った場合や、委託職員と利用者との間で、あるいは利用者間でトラブルが生じた場合などへの迅速な対応、専門性を十分備えていない委託職員への対応などに苦慮し、図書館運営、利用者サービスの円滑な提供に支障をきたしているという問題が指摘されている。

さらに図書館サービスは、市民の思想や信条など精神的自由に深く関わる業務であり、市民と図書館の信頼関係は、この利用者の読書の秘密がきちんと守られるということを前提に築かれる。この点で市職員には地方公務員法第34条の「職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」という守秘義務が適用され、この義務に違反したときは懲戒処分はもちろん、「1年以下の懲役または3万円以下の罰金」が科される（地方公務員法第60条）。しかしながら委託職員にはこうした守秘義務は法的にはない。もちろん市と受託者との委託契約に守秘義務を明記することの必要性和重要性はいうまでもないが、それでも民事上の責任が問われるにすぎないという不安がある。

昨年4月に窓口業務委託を実施した東京のある区立図書館では、委託職員が図書館の予約者情報をコンピュータから勝手に取り出し、予約者の妻であると偽って、自己の借りたいと思っていた資料を借り出そうとする事件が起こったことは記憶に新しい。しかしこの場合も区行政は当該委託職員に対し直接懲罰を科することはできず、受託会社に抗議し、てん末書と再発防止対策を求めるにとどまった。また委託契約の解除もなされなかった。（『都政新報』2002年12月17日）

このように、すでに委託を実施している公立図書館の実態を踏まえるとき、とりわけ利用者に対する直接サービス業務が委託された場合、図書館サービスの質、サービス業務の円滑な運営、利用者のプライバシー保護などの点で、少なからず問題が生じることが危惧される。

したがって当協議会では、図書館業務の専門性と特殊性に十分配慮し、「箕面市アウトソーシング計画（案）」が直営のメリットとして指摘した、「職員の専門性や行政の総合性が発揮され、能力開発にもなる」、「行政の継続性が確保され、市民に信頼感を与えることができる」という点をむしろ生かす方向で、市立図書館の今後の在り方について、慎重に再検討していただくよう切望したい。

2.3 図書館運営の効率化と業務の委託

これまで公立図書館の存在意義と箕面市立図書館の現状と課題、それとの関わりで業務委託の基本的な問題点を指摘し、慎重に再検討されるようお願いした。簡略に言えば、公立図書館サービスは公が直接的に責任を持つサービスであり、選書は言うまでもなく、資料・情報提供サービスで直接的に利用者に接する部分、および利用者のプライバシーに関わる部分は委託になじまないと考える。

とはいえ、当協議会は、業務委託のすべてを否定するものではない。ただ、業務を委託するに当たっては、図書館サービスが個人の精神的な自由やプライバシーに関わること、幅広い市民の多様な資料・情報要求に応えなければならないことといった図書館業務の特性から、単に費用対効果の視点だけではなく、それが図書館業務の効率化に役立つ度合いとともに、市民へのサービスの向上・発展にどれほど寄与できるのかということも慎重に見極める必要がある。

これまで述べてきたように、箕面市立図書館では、電算機や複写機、電気設備の保守、館舎の清掃など、施設・設備の保守・管理のほか、図書館固有の業務である購入図書の装備、一部書誌データの作成についても、すでに業務委託を行っている。今後、さらに業務委託を進めるに当たっては、専門的な技術等が必要で図書館職員ではしにくい業務や、図書館が直接実施するよりは市民のノウハウを活かした方が効果的な業務などの観点から検討する必要があるだろう。

ここでは、「図書館運営の効率化と業務委託」という観点から、「箕面市アウトソーシング計画（案）」（表＜2＞：18 ページ参照）の「方針」へのコメントという形で、まとめておくことにする。

・ **中央館への業務の集中化と効率**：これまで各館ごとに行っていた資料の発注、受入れ、装備と支払いといった一連の業務は、中央図書館に集中させる方がはるかに効率が高まる。また支払いを除き、この一連の業務については効率を最大限に追求して部分的に業務委託も視野に入れてよい。

・ **配本業務の充実と委託**：配本業務は、箕面市立図書館が有機的な一つのシステムとして機能する上で欠かせないものである。その場合、図書館や学校などへの配本業務については業務委託を実施してよい。特に学校図書館への支援という観点からも、配本業

務の充実と早急な実施が望まれる。

・ **障害者サービスの充実とNPOとの協働**：障害者サービスに関連して、録音図書の作成は、現在、箕面市の NPO「ささゆり声の会」に依頼しているが、NPO への業務委託を進めてよい。また、点字資料の作成、対面朗読、図書館までの送迎、宅配サービス、テープのダビング、それに今後の障害者サービスの中には、NPO やボランティアとの協働を積極的に推進した方がよい部分が多くある。積極的な取り組みに向けての検討を望みたい。さらに多文化サービスについても、NPO やボランティアとの協働を視野に入れてよい。

・ **多様な企画の充実とNPOとの協働**：「箕面手づくり紙芝居コンクール」をはじめ、各種講座、講演会、映画会などは、箕面市 NPO「人と本を紡ぐ会」に委託されていたり、NPO と協働で実施されている部分がある。また、おはなし会など児童サービスにかかわる各種行事は、箕面子ども文庫連絡会などとの協働で実施されているものが多い。図書館は、こうした各種行事について、市民の発想や活力を活かし、市民の活動の場を保障するという観点から、積極的に市民との協働を推進し、支援すべきである。

・ **図書館の広域サービスと効率**：箕面市は広域行政の一環として、豊中市と図書館での広域サービスに向けて踏み出しつつある。これは市民の図書館利用の便宜を増すという点で、直接的に市民サービスの向上につながる。と同時に、例えば情報サービスでの相互支援、資料の分担保存など、図書館資源の共有（resource sharing）を進めることで効率的な図書館サービスの展開を可能にする。その場合、箕面市立図書館は責任、自律性、独立性を堅持しつつ、推進すべきである。

・ **移動図書館の新たな展開**：移動図書館については、図書館サービスの空白地域を埋めるという役割が依然として有効であるが、利用者層の広がりを求めるという新たな今日的役割も担うべきである。例えば、病院、高齢者施設のほか、保育園や幼稚園などへのサービスである。さらに移動図書館の「移動」という特徴は、図書館サービスの周知と広がりを獲得するのに非常に有効であり、そうした特徴を十分に活用して柔軟な運営をすべきである。なお、移動図書館の運転業務については、業者への委託を検討してよい。

・ **桜ヶ丘図書館、萱野中央人権文化センター図書コーナーと図書館サービス**：桜ヶ丘図書館および萱野中央人権文化センター図書コーナーについては、館のあり方が検討されている途上にあり、地域団体や市民を含めた意見の交換や調整が図書館計画の前提として必要である。しかし、いずれにしても図書館システムとして十分に機能が発揮できる体制を構築すべきであり、サービスの低下は許されない。

3 おわりに

箕面市の苦しい財政状況下で、市民サービスの低下をきたさず、市民と協働した豊かな行政を実現するということを前提として、当協議会は「図書館業務の委託のあり方」を問うとの諮問を受けた。本答申では、公立図書館の理念や原則と箕面市立図書館の現状と課題を説明し、それらと現実の委託がはらむ問題点を結びつけることで、箕面市の行政、図書館、市民が持つべき基本的な姿勢を浮かび上がらせることに力を注いだ。「箕面市アウトソーシング計画（案）」が示す個別具体的な業務については「2.3 図書館運営の効率化と業務の委託」で触れておいた。

この答申を契機に、図書館には図書館運営についての自己点検を要望したい。そこでは、自らの点検や評価に加えて、市民や学識経験者などによる外部評価の結果を踏まえたサービス計画の作成が求められる。その過程で、例えば、自動貸出機などの導入も、資料・情報サービスの幅を広め深めるとの観点から検討されてよいし、職員数の適正な配置の問題なども視野に入ってくるであろう。

なお、「箕面市アウトソーシング計画（案）」等については、平成 14(2002)年 12 月 10 日から平成 15(2003)年 1 月 10 日まで、市民からの意見募集が行われた。そこではグループを含んで 70 名が 183 件の意見表明を行ったが、そのうち図書館に関する意見が 43 件で、非常に多かった。これは、市民の図書館への関心と期待を象徴的・具体的に示すものとして、当協議会は率直に喜ぶたい。

最後に、図書館が行政、市民と互いに緊張関係を保ち、原則を踏まえながら、最大限に効率的な運営を追及していくことを期待し、本答申がそうした場合の土台となること、それに本答申が十分に尊重されることを願っている。

箕面市立図書館協議会委員名簿

役職名	氏 名
◎ 会 長	信 田 昭 二
◎ 副会長	岩 重 敏 子
委 員	上 田 和 子
◎ //	川 崎 良 孝
//	木 原 育 子
◎ //	児 玉 芽
//	古 西 義 麿
//	ダッタ 恵理奈
◎ //	丹 生 悦 子
//	中 村 恭 三

◎＝小委員会委員

委員は五十音順

図書館業務の委託のあり方について (答申)

審 議 日 時

平成14年11月28日(木) 午後2時～4時10分	平成14年度 第4回箕面市立図書館協議会 「箕面市立図書館の委託のあり方について」(諮問)
平成14年12月17日(火) 午後2時～4時20分	第1回 箕面市立図書館協議会小委員会
平成15年 1月10日(金) 午後2時～4時30分	第2回 箕面市立図書館協議会小委員会
平成15年 1月22日(木) 午後2時～4時45分	平成14年度 第5回箕面市立図書館協議会
平成15年 1月31日(金) 午前10時～午後3時	第3回 箕面市立図書館協議会小委員会
平成15年 2月13日(木) 午後1時～4時	第4回 箕面市立図書館協議会小委員会
平成15年 2月28日(金) 午後2時～4時30分	平成14年度 箕面市立図書館協議会臨時会
平成15年 3月 5日(水) 午前10時～11時50分	第5回 箕面市立図書館協議会小委員会
平成15年 3月19日(水) 午後2時～4時50分	平成14年度 第6回箕面市立図書館協議会 「箕面市立図書館の委託のあり方について」(答申)最終審議

[資 料]

1. 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）《抄》

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は民法第 34 条の法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第 3 条 図書館は、図書館奉仕のため土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム等の収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、観賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

（司書及び司書補）

第 4 条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

（協力の依頼）

第 8 条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第 9 条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対するこう報の用に供せられる印刷局発行の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

（設置）

第 10 条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

（職員）

第 13 条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門

的職員、事務職員及び技術職員を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。
(図書館協議会)

第 14 条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

- 2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 15 条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第 16 条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(入館料等)

第 17 条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に関するいかなる対価をも徴収してはならない。

(公立図書館の基準)

第 18 条 文部科学大臣は、図書館の健全な発展を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。

2. 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成 13 年文部科学省告示第 132 号）《抄》

1 総則

(1) 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 18 条の規定に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、公立図書館の健全な発展に資することを目的とする
- ② 公立図書館の設置者は、この基準に基づき、同法第 3 条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならない。

(2) 設置

- ② 市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置（適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。）に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ③ 公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

(3) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

- ① 公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、そのサービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。
- ② 公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

(4) 資料及び情報の収集、提供等

- ① 資料及び情報の収集に当たっては、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分配慮するものとする。
- ② 資料及び情報の整理、保存及び提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。

- ③ 地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するように努めるものとする。

(6) 職員の資質・能力の向上等

- ① 教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に配慮しつつ、継続的・計画的な研修事業に実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。
- ③ 教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上を図る観点から、計画的に他の公立図書館及び学校、社会教育施設、教育委員会事務局等との人事交流(複数の市町村及び都道府県の機関等との人事交流を含む。)に努めるものとする。

2 市町村立図書館

(1) 運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するように努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。

(2) 資料の収集、提供等

- ① 住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分に発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。
- ④ 本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実を図り、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。

(3) レファレンス・サービス等

他の図書館等と連携しつつ、電子メール等の通信手段の活用や外部情報の活用にも配慮しながら、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスの充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、学習機会に関する情報その他の情報の提供を行うレフェラル・サービスの充実にも努めるものとする。

(6) ボランティアの参加の促進

国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進すよう努めるものとする。そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めるものとする。なお、その活動の内容については、ボランティアの自発性を尊重しつつ、あらかじめ明確に定めておくことが望ましい。

(8) 職員

- ③ 専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。
- ④ 図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。
- ⑤ 専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置くものとする。

3. 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）《抄》

（目的）

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

（都道府県子ども読書活動推進基本計画等）

第 9 条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子どもの読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子どもの読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

（財政上の措置等）

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

以 上